	事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
		所在地及び代表者の氏名			
	グループホーム友加の里	社会福祉法人 治誠会	平成 15 年	43000200137148	知的障害者
	阿蘇郡阿蘇町大字内牧	阿蘇郡阿蘇町大字黒川 431 番地	12月1日		地域生活援
	368 番地の 2	高森 治生			助

報

公 告

熊本県公告第882号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡合志町大字豊岡字大摩原 2000 番 76 の 3 2.074.29 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 菊池郡西合志町大字須屋 427 番地 畑中 勝盛

熊本県公告第883号

県営白水西部地区(第5工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成 15 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 15 年 12 月 22 日から 平成 16 年 1 月 27 日まで
- 2 縦覧の場所 白水村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第884号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、 平成16年熊本県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 15 年 12 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日
 - (1) 学説試験

平成 16 年 2 月 24 日 (火) 午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 実地試験

- 平成16年2月25日(水)午前9時から午後4時まで
- 2 試験場所
 - (1) 学説試験

熊本県健康センター 熊本市東町四丁目 11 番 1 号

(2) 実地試験

熊本歯科技術専門学校 熊本市本荘三丁目1番6号

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成 16 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成 16 年 3 月 31 日 までに卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの